

相模原市告示第72号

令和4年度における労働報酬下限額の改定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により令和4年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

令和5年3月1日

相模原市長 本村 賢太郎

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約

2 労働報酬下限額

別表のとおり

3 適用日

令和5年3月1日

4 経過措置

令和5年2月28日以前に入札の公告又は通知した対象工事請負契約については、令和4年度中においては、従前の労働報酬下限額を適用する。ただし、令和4年度に入札の公告又は通知した対象工事請負契約のうち、令和5年3月1日から3月31日までにインフレスライド条項を適用し変更契約した場合は、変更契約日から改定後の労働報酬下限額を適用する。

別表

令和4年度(令和5年3月から適用)における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,027	18	さく岩工	3,815	35	左官	3,230
2	普通作業員	2,690	19	トンネル特殊工	3,870	36	配管工	2,745
3	軽作業員	1,857	20	トンネル作業員	3,027	37	はつり工	3,072
4	造園工	2,610	21	トンネル世話役	4,107	38	防水工	3,375
5	法面工	3,218	22	橋りょう特殊工	3,522	39	板金工	3,375
6	とび工	3,375	23	橋りょう塗装工	3,522	40	タイル工	—
7	石工	3,320	24	橋りょう世話役	4,062	41	サッシ工	3,207
8	ブロック工	3,072	25	土木一般世話役	3,308	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,982	26	高級船員	3,758	43	内装工	3,398
10	鉄筋工	3,072	27	普通船員	2,982	44	ガラス工	3,218
11	鉄骨工	2,970	28	潜水士	4,995	45	建具工	2,768
12	塗装工	3,522	29	潜水連絡員	3,590	46	ダクト工	2,813
13	溶接工	3,725	30	潜水送気員	3,455	47	保温工	2,825
14	運転手(特殊)	3,230	31	山林砂防工	3,263	48	建築ブロック工	—
15	運転手(一般)	2,690	32	軌道工	5,693	49	設備機械工	2,858
16	潜かん工	3,612	33	型わく工	3,072	50	交通誘導警備員A	2,003
17	潜かん世話役	4,478	34	大工	3,095	51	交通誘導警備員B	1,745

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,088円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者